

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和6年6月17日(月) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	報 告	19	専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部を改正する条例(令和6年和泉市条例第20号))	P. 40
2	議 案	40	工事請負契約の締結について(市立いぶき野小学校大規模改修工事)	P. 69
3	議 案	41	財産取得について(共用サーバ)	P. 79
4	議 案	50	令和6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)【総務企画所管分】	その2 P. 106

分割付託案件内訳

※ 議案第50号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

○歳入

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	遠藤 隆志	副委員 長	関戸 繁樹
委員	原 重樹	委員	埤田 英伸
委員	スペル・デルフィン	委員	松田 義人
委員	坂元 純一	委員	谷上 昇

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	石原 日出子	副議長	松本 利裕
----	--------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏康
副市	長	森 吉豊
副市	長	吉田 康人
参	与	並木 敏昭
危機管理部	長	山本文昭
市長公室	長	前田 正和
総務部	長	土本 修一
会計管理者		近藤 眞理
行政委員会総合事務局長		藤原 美津子

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井阪 弘樹	事務局次長兼総務課長	藤原 準
総務課長補佐	上岡 繁	総務課総括主査	西垣 聡
総務課主事	香山 幸輝		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○遠藤隆志委員長 おはようございます。

委員の皆様おそろいでございますが、委員会開会前に御報告いたします。

現在、委員会室のインターネット回線に不具合が生じており、本日のユーチューブでのライブ映像が配信できません。

なお、本日の会議の録画映像については、ふだんと同様、後日、ユーチューブにアップロードいたします。よろしく願いをいたします。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○遠藤隆志委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

はい、市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

遠藤委員長、関戸副委員長を初め委員の皆様方には御出席をいただき、また石原議長、松本副議長には御臨席をいただいておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査をいただき、御決定賜りますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。



◎組織機構説明及び職員紹介

○遠藤隆志委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

はい、どうぞ。

○並木敏昭参与 参与の並木です。

令和6年4月1日付の人事異動に伴いまして、異動、昇任のあった課長級以上の職員を紹介させていただきます。

総務企画委員会関係行政機構図を御覧願います。

まず、私、参与の並木でございます。よろしくお願いいたします。

以降、順次、所属長より御紹介、御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○遠藤隆志委員長 はい、どうぞ。

○山本文昭危機管理部長 危機管理部長の山本です。

それでは、お手元の資料1ページに沿って、危機管理部の組織機構及び職員の紹介をさせていただきます。

まず、組織機構でございますが、危機管理部は1部1課1系の体制で、職員数は7人です。

次に、課長級以上の異動のありました職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○遠藤隆志委員長 はい、どうぞ。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

続きまして、市長公室を紹介させていただきます。

機構図の2ページから3ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、秘書課、広報・協働推進室、政策企画室、人事課の2課2室体制で、職員数は派遣職員を含め55名です。

異動、昇任のありました課長級以上の職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○遠藤隆志委員長 はい、どうぞ。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

総務部の組織機構と職員を紹介させていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

行政機構図の4ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室の4室2課体制で、職員数は90人です。

次に、令和6年4月1日付の人事異動に伴いまして、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○遠藤隆志委員長 はい、どうぞ。

○近藤眞理会計管理者 会計管理者の近藤です。

続きまして、会計室を御紹介させていただきます。

機構図の7ページをお願いいたします。

会計室の職員数は6名でございます。

次に、異動のありました課長級以上の職員を御紹介いたします。

(職員紹介)

○遠藤隆志委員長 はい、どうぞ。

○藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

続きまして、行政委員会総合事務局を紹介させていただきます。

行政機構図の8ページをお願いいたします

行政委員会総合事務局につきましては、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局の5つの事務局を所管しております。職員数は13名です。

次に、異動、昇任のありました課長級の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○遠藤隆志委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○遠藤隆志委員長 それでは、議事に入ります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、御答弁願います。



◎報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部を改正する条例（令和6年和泉市条例第20号））

○遠藤隆志委員長 議事第1、報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部を改正する条例（令和6年和泉市条例第20号））を議題といたします。

報告の説明を願います。

総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました報告第19号 専決処分の承認を求めることについて、その内容を御説明申し上げます。

議案書40ページからでございます。

初めに、専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年度の市税の賦課から適用する必要が生じたので、和泉市税条例について、所要の規定の整備を行い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分したものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

42ページをお願いいたします。

まず、第1条関係でございますが、本条は、公布の日である令和6年3月31日から施行するものでございます。

条例附則第3条の3は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例についての規定であり、同災害により住宅や家財等について生じた損失について、令和5年中の損失として前倒しで雑損控除の適用対象とすることができるよう措置を講ずるものでございます。

次に、43ページ最終行から44ページをお願いいたします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

規定であり、地方税法の一部改正に伴い、法令等の規定と同様の規定に改正を行うものでございます。

次に、44ページ、第2条関係でございます。

本条は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

同ページ、第17条の2の個人の市民税の納税通知書から、ページ飛びまして、63ページ、附則第12条の3の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例までについての規定でございますが、いずれも地方税法の一部改正に伴い、取得割の納税義務者について、本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を所得割から控除する等、定額減税に関連する規定の整備を行うものでございます。

次に、64ページ、附則第13条の5は、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置についての規定でありまして、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税等の特例に関する経過措置を3年間延長し、令和8年度までとする規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第13条の6の2は、特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、同ページから65ページにかけて、附則第13条の7は、高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、附則第13条の8は、熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、附則第13条の8の2は、特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、附則第13条の8の3は、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であり、地方税法等の一部改正に伴い、法令等の規定と同様の規定に改正を行うものでございます。

次に、66ページ、附則第13条の9は、認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であり、地方税法の一部改正に伴い、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額要件に該当することが確認できる場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置を適用できることとする規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第13条の11は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定であり、地方税法等の一部改正に伴い、項ずれの規定の整備及び法令等と同様の規定の改正を行うものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に、68ページの附則をお願いいたします。

第1条は、施行期日について定めたもので、第2条は、固定資産税に関する経過措置について定めたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第19号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

また、参考資料といたしまして、補足資料を配付させていただいておりますので、御参照いただき、よろしく御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○遠藤隆志委員長 報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

埤田委員。

○埤田英伸委員 公明党、埤田です。よろしく申し上げます。

このたび政府は、1人当たり計4万円の所得税、住民税の定額減税をこの6月より実施すると表明しました。私ども公明党としまして、国民生活を守る一環として国会で提言してきた内容が実現したわけですが、単純に6月分の税金から4万円引かれるわけではなく、納税額や納税方法により変わってくるようですので、内容を改めて質問させていただきます。

まず、この減税に当たり、概要を教えてください。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

令和6年度対象の定額減税は、扶養親族を含め、1人当たり所得税で3万円、住民税で1万円が減税されます。住宅ローン控除などを受けている場合は、控除後に残った税額から差し引かれます。

給与所得者、事業主、年金所得者で、減税方法や時期が異なります。

年収2,000万円を超える者は、定額減税の対象外です。

以上です。

○遠藤隆志委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

給与所得者、事業主、年金所得者で、減税方法や時期が異なるとありましたが、どのように異なるのかを教えてください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

給与所得者の場合は、所得税は6月以降の給与や賞与支給時の源泉徴収税額から減税されます。6月に引き切れなかった場合は、7月以降に順次差し引かれます。減税額は給与支払明細書で確認できます。一方、住民税は、6月分を徴収せずに年間税額から定額減税分を控除した残りを7月から来年5月までの11か月間で均等に徴収します。

次に、公的年金受給者の場合、年金の支払いに合わせて、所得税は6月分から減税されます。住民税は、既に8月徴収分まで税額が確定しているため、10月徴収分から減税されます。

最後に、個人事業主など事業所得者の場合は、所得税は原則として来年2月から3月の確定申告で減税されます。ただし、前年所得などを基に計算した納税額が15万円以上の人は、確定申告の前に一部を納税する年2回の予定納税の機会に減税されます。住民税は、令和6年度6月第1期分徴収分から減税されます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

住民税と所得税の年間の納税額が1人当たり4万円に満たない人には減税し切れないと見込まれますが、そういった方々はどのようにこのたびの恩恵が受けられるのでしょうか。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

住民税と所得税の年間の納税額が減税額に満たない人には、減税し切れない分を1万円単位で給付を行います。例えば、単身世帯で減税額が4万円の場合、令和6年度に入手可能な課税情報を基に、住民税と所得税が計2万9,000円のみ減税された場合、4万円との差額である1万1,000円分について、1万円単位で切り上げた2万円が給付されます。その給付額の決定と対象者への通知は7月下旬に行います。

以上です。

○遠藤隆志委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

最後に確認ですが、住民税非課税世帯や均等割世帯の方々への支援はどうなっていますか。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

住民税非課税など低所得世帯には、くらしサポート課で給付の支給を進めております。令和5年度に、住民税非課税世帯への給付、住民税均等割のみ課税世帯への給付、これらの世帯へのこども加算給付を既に実施しています。

また、令和6年度は、新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯になる場合に10万円を給付、子ども1人当たり5万円、加算給付の対象となり、対象者へ7月下旬に案内送付を予定しています。

以上です。

○遠藤隆志委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 御答弁ありがとうございました。

このたびの定額減税に対しての市民の皆様からの質問や問合せが多く出ていると思います。担当課の皆様も、気苦労が多く、大変な対応になっていると思いますが、最後までどうかよろしく願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 単純そうで、実にややこしそうな減税ということになるというふうに思いますけども、もうごく簡単に聞いておきます。

この4万円の分なんですけども、対象者の人数と大まかな額、分かればお願いします。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

定額減税の対象者は約8万2,100人、市税への影響額は約8億3,800万円となっております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

もう一つ、聞きたいんですけども、ここでちょっと委員長に聞きたいんですが、これ、条例の今、議案をやってるんですけども、協議会のほうで、いわゆる給付じゃない、戻ってくるほうのあれも説明もあると思うんですが、その戻ってくるほうのやつも今やっていいのかわかるかというだけの話なんです。

○遠藤隆志委員長 どうぞ、やってください。

○原 重樹委員 いいですか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○遠藤隆志委員長 はい、大丈夫です。

○原 重樹委員 じゃ、すみません、まとめて。

所得税3万円と住民税1万円ということに、1人当たりね、なるんですけれども、これもちょっと簡単に言いますと、給付という言葉がいいのか、ちょっとよく分かりませんが、戻ってくるほうの部分ですけれども、ちょっと人数とおおよその額をお願いします。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

定額減税に係る調整給付の対象者は約3万5,000人、給付額は約26億9,500万円となっております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

かなりということになるんですけれども、ちょっと先ほどから定額減税、いわゆる戻ってくるほうの話なんですけれども、これ、所得税分と住民税分を足した分の端数みたいなふうで、これは協議会のほうの資料でなってるんですけれども、いわゆる住民税だけの話じゃなくて、足して、その端数みたいなことで、1万円単位で切り上げるというふうになってると思うんですが、市民税だけだったら大体何件ぐらいかというのは分かりますか。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

市民税だけの対象となるのは、約5,000人弱と思われまして。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 市民税だけやったら5,000人だけど、これは所得税も関わりますから、足してということになりますので、それが3万5,000人にもなるという、そういうことでいえば、かなり事務量も増えるし、ということになると思うんですけれども。

あと、もう一つ、最後ですけれども、先ほどもちょっとあったかどうかはあれなんですけど、この制度を実施している間に、生まれたり、亡くなったり、いろいろすると思うんですけれども、そういう場合は、例えば1人当たり幾らみたいに4万円云々みたいなものになってるんで、ちょっとその辺はどうなるのか教えてください。

○遠藤隆志委員長 市民税担当課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸真千子総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の関戸です。

お亡くなりになられた場合は、1月1日時点で実施されますので、その御家族の方などに御通知させていただくような形になります。

御出生については、1月2日以降、御出生されたお子様につきましては、所得税のほうは対象となりますが、住民税のほうは対象外となります。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 ここでもややこしいんですけども、所得税のほうは対象になるけども、住民税のほう、生まれた場合はね、対象にならないということで、これはコンピューターが計算するんやから間違いないとは思いますが、簡単に言えば、人数掛ける4ですよというわけには、簡単にいかないということにはなろうかと思えますけれども、そういう意味では、先ほどの質問の中でもありましたけど、非常に、ある意味ややこしいといえますか、計算上も含めていけば、ややこしい話にはもちろんなると思うんで、例えば、我々も市民の人から聞かれて、簡単に人数に4掛けてみたいな話にはならないということにもなりますし、そこでの所得ということになりますので、非常にややこしい話にはなると思うんですけども、その辺は間違いのないように進めていただきたいということを改めて申し上げて、私の質問を終わります。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

報告第19号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、報告第19号は承認されました。



議案第40号 工事請負契約締結について（市立いぶき野小学校大規模改修工事）

○遠藤隆志委員長 議事第2、議案第40号 工事請負契約締結について（市立いぶき野小学校大規模改修工事）を議題といたします。

議案の説明を願います。

総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第40号 工事請負契約締結について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

本案件は、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は市立いぶき野小学校大規模改修工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億6,510万7,800円、契約の相手方は日本土建工業株式会社、代表取締役、池田 勉と契約しようとするものでございます。

続いて、70ページの参考資料をお願いいたします。

工事概要でございますが、工事場所は和泉市いぶき野三丁目地内、工事種別は建築一式工事、工事内容は外壁改修、建具改修、便所改修その他附帯工事でございます。工期は、御議決をいただきました日から令和7年2月28日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、71ページ以降に位置図等の図面を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第40号 工事請負契約締結についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第40号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号 財産取得について（共用サーバ）

○遠藤隆志委員長 議事第3、議案第41号 財産取得について（共用サーバ）を議題といたします。

議案の説明を願います。

市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程をいただき、本委員会に付託されました議案第41号 財産取得について御説明申し上げます。

議案書の79ページを御覧ください。

市の業務に使用する共用サーバを財産取得するに当たりまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものです。

取得する財産は共用サーバ、契約の方法は指名競争入札で、取得予定価格は4,303万2,000円です。取得の相手方は、株式会社大塚商会LA関西営業部、LA関西営業部長、南 英和です。

議案書80ページには、参考資料といたしまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第41号 財産取得についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○遠藤隆志委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

何点か確かめておきたいというものがあるんですけども、アナログ人間ですので、あまり詳しいことは分かりませんが、個々にあるといいますか、複数あるサーバーを一つの共同のサーバーにするということでの今回いわゆるそのサーバーの備品購入ということになってますけども、購入費がということでの中身だと思えますけども、まず最初に、じゃ、現在、これ、何機というんか、これも単位が分からんで申し訳ないんですけども、何個なのか、何機なのか、よく分かりませんが、あって、どの程度の費用が今かかっているのかというだけを教えてください。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

共用サーバーへ移行を予定している現在運用中のサーバーの台数については19台であり、備品購入費、構築費、5年間保守費用の合計については約9,800万円となっております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

5年間の保守費用ということは、メンテナンスの部分も含めてということだと思いますが、資料によれば、今回の議案というのは、4,303万2,000円か、この備品購入費、物そのものを共同でやる、そのサーバーの代金といいますか、そういうことなんですが、説明書によれば、構築委託料で3,075万6,000円、保守費用として月額でいけば19万4,700円というふうになってるんですけども、もう端的に聞きますけども、簡単に言えば費用対効果の話なんですが、こういう集約することによって、どの程度節約できるのかという意味含めてですが、ちょっと説明をお願いします。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

今回の共用サーバーにおける備品購入費、構築費、5年間保守費用の合計については約8,500万円となっており、現在運用中の費用と比較すると約13%の減となっております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

5年間、ということでの毎月、メンテナンスといいますか、それが必要ということもありますけども、それで5年間で見れば13%ということなんで、それはそれで聞いておきたいというふうに思います。

ちょっと次の質問なんですけど、簡単に言えば、今回の共用サーバーというのは、今、国が進めているデジタル化ということで、いろんなことが進められて、基盤やシステムの共用なども検討されているということなんですけども、これ、端的に国が進めている今のものとの関係あるのかどうか。ちょっとその辺だけ教えてください。

○遠藤隆志委員長 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

今回は、複数システムの既存サーバーが令和6年度に老朽化を迎えることから更新を行うものです。

なお、基盤等の共用化については、国において、国と地方の適切な役割分担の下、令和12年頃を目標に検討が進められているところです。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 1つは、先ほどちょっと何で聞いたかといいますと、補足資料のほうで出されてる、今19と言いましたけど、単独でやられてるものが共用サーバーになりますよという絵があるんですけども、その下に、住民登録、税、保険等の基幹系業務については、各基幹系ベンダーが運用するクラウド上でのサーバー構成となり、標準化後は国が運用するガバメントクラウド上での運用を予定というふうには書いてますよね。

今、簡単に言えば、これは住民登録、税、保険ということになってますけども、もう今年度で、いろんな事業そのものが、国の、言葉は悪いですけど、一括管理みたいな形で進められていく。そういうものがどんどんと進められていくというふうになると思うんですけども。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

だから、そういう意味で言えば、19を一つにするんですから、19機あるやつを一つにするんですから、それはそれで必要性というのはある意味分かるんですけども、今後ですよ、税等々のそういうものを国が進めて、これは、いわゆる、今、国のほうでといいますか、ガバメントクラウド上での運用をしてることになりますから、今後、ほかの事業についてもなってくるんじゃないのという疑問があるんですよ。そういう意味でいくと、これだけの容量のものが必要なかどうかということが素人としては物すごく疑問に思うんで、ちょっとその辺がどうなってるかについて説明をお願いします。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

今回の共用サーバーについては、電子決裁、文書管理システム、グループウェア、チャット、出退勤等管理システムなどの職員がふだんの業務で利用するものであり、住民基本台帳、税、保険などの標準化対象業務とは関係のないものです。

なお、標準化対象業務においては、現時点では各システム事業者が提供するクラウド上等でのサーバー等を運用していますが、標準化対応が求められる令和7年度以降は国が運用するガバメントクラウド上で運用を予定しております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

○原 重樹委員 標準化対応が求められる、令和7年度以降はということで、そう言われてるんで、そこを心配したんですけども、改めて、ちょっと二重になるかも分かりませんが、ならばもっとということになるんですけども、全く事業と関係ないもの、いわゆる市民が使ってる福祉事業やら、いろんな事業が、これから全部そういうふうになってくると思うんですけども、関係ないものというふうに見ていいのかどうか。その辺だけ、ちょっと確かめですけど、お願いします。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

今回の共用サーバーについては、電子決裁、文書管理システム、グループウェア、チャット、出退勤等管理システムなどの職員がふだんの業務で利用するものを対象とし、生活保護や介護保険などの業務は対象外となっております。

以上です。

○遠藤隆志委員長 原委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

要は、市民がというか、必要としての事業そのものというのは、これは国の今の方針によって標準化されていくものですが、そういうものとの関係ないものだというふうに言われておりますので、その辺はそういうふうに理解をしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

松田委員。

○松田義人委員 五月会の松田です。よろしくお願いします。

ただいまの原委員との御質問がありましたので、重複する部分はできるだけ割愛をして質問したいと思います。まず、今回の共用サーバーの財産取得ということで、先ほど御答弁ありましたが、設置スペースとか消費電力、また、それに係る光熱費などの費用面でのスケールメリット、また、リソースの効率化というようなお話もあったと思います。

また、複数のシステムをまとめて、この共用サーバーで利用するというので、この購入、また環境の構築ということでは、メリットがあるのかなというふうに理解をしたところでありますが、具体的にこのサーバーの業務で利用される内容について、お示しいただけますでしょうか。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

共用サーバーの利用業務については、電子決裁、文書管理システム、グループウェア、チャット、出退勤等管理システムなどの職員がふだんの業務で利用するものとなっております。以上です。

○遠藤隆志委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。対象の業務については理解をさせていただきました。

それでは、この財産取得がなぜ今年度に導入するという事になったのか、教えていただけますでしょうか。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

対象業務において、令和6年度に老朽化に伴い更新時期を迎える既存サーバーが複数あることから、個別に更新は行わず、共用サーバーを導入するものです。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○遠藤隆志委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

既存のサーバーが老朽化をしているということで、それに伴って、更新の時期でもあるということで、財産取得ということになったということでございますけれども、御答弁いただきましたように、対象の業務であります電子決裁、それからチャットなどのシステム面の運用については、変更されるものかどうか、教えていただけますでしょうか。

○遠藤隆志委員長 IT活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 IT活用推進担当課長 IT活用推進担当課長の赤松です。

対象業務において、サーバーの更新は行うものの、システム自体の運用等には変更ありません。

以上です。

○遠藤隆志委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

御答弁いただきましたので、システム自体の運用については変更がないということについても理解をさせていただきました。

そこで、意見といいますか、要望しておきたいなというふうに思うんですけれども、まず、今回の財産取得ということについては、デジタル化が進む中で、業務の基盤となるサーバー、これの効率化ということで進めていくというものであるというふうに理解をいたしました。これについては、必要な、よい取組であるなというふうに思っております。

また、システムの運用についても、変更はないということでしたけれども、例えば、先ほどの対象業務にありました職員の方のチャットのシステムなどでいえば、我々議員としましては、LINE WORKSでありますとか、そういったシステムが導入をされています。これは、議会のほうでも、議会改革、またペーパーレス化を進めるということで導入がされているわけですが、今、議員と部長級以上は、このLINE WORKSで情報のやり取りができるわけですが、これらについても課長級の職員さんにも、範囲といいますか、対象を広げていただくことが可能であれば、例えば、こういう議会、また委員会等の答弁調整等でも、もっと効率的に進められるのではないかなというふうに思っております。

特に、我々議員としては、ペーパーレス化ということで議会改革を進めてきたわけですので、ぜひ進めていただきたいというふうにも思っております。

また、もう一つ、これまでの質問とか要望で他の議員からもありました。今回の財産取得

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

と直接関係がないかも分かりませんが、業務の中に、それぞれの課のほうでシステムそれぞれありますし、それについてはシステム改修、また保守でありますとかメンテナンスの費用が、相当の金額がかかっております。もちろん市の職員さんに、仕事の中で、専門の仕事ではありませんので、こういうシステム改修、これだけの保守費用が必要やと言われてれば、それは支払わなければいけないんですけれども、何となく業者さんの、言い方は悪いですけど、言いなり、その金額をそのまま支出するというようなところがあるのではないかなというふうな懸念があります。

そういったことの改善に向けても、今回のこの財産取得が一つの足がかりになればなというふうに思いますので、そういったことを解決していくというような心構えで、ぜひ進めていただきたいというふうに思っておりますので、積極的なデジタル活用を行っていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○遠藤隆志委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第41号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)〈総務企画所管分〉

○遠藤隆志委員長 議事第4、議案第50号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)の本委員会所管部分を議題といたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第50号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○遠藤隆志委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時50分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 遠 藤 隆 志